# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2022年6月15日

【計算期間】 第21期(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

【ファンド名】 大同DC225インデックスファンド

【発行者名】 T&Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 義久 【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫

【連絡場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【電話番号】 03-6722-4813

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、日経平均株価(225種・東証、以下「日経225」といいます。)と連動する投資成果を目標に運用を行います。

日経平均株価とは、株式会社日本経済新聞社が東証プライム市場上場銘柄のうち、市場を代表する225銘柄を対象に算出・公表している株価指数です。

- 1.「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 2.「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社 に帰属しています。
- 3.本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、 その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 4.株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延 又は中断に関して、責任を負いません。
- 5.株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利 及び公表を停止する権利を有しています。

## ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

## <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	<mark>株 式</mark> 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	<b>インデックス型</b> 特殊型

## <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル <b>国本</b> 北米 欧州 アシアニヤ ヤフリー ア東( ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>ファミリーファンド</b> ファンド・オブ・ ファンズ	<b>日経225</b> TOPIX その他

## <商品分類の定義>

## 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをN います。

# 国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# 株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# インデックス型

目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

<属性区分の定義>

# その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

# 年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

#### 日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# <u>ファ</u>ミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいます。

# 日経225

目論見書または信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp)をご参照ください。

## ファンドの特色

日経225に連動する投資成果を目指すファンドです。

日経225に採用された銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。

株式の組入比率は高位を保ちます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 信託金限度額

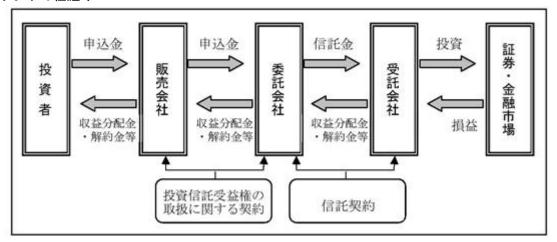
信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# (2)【ファンドの沿革】

2001年10月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

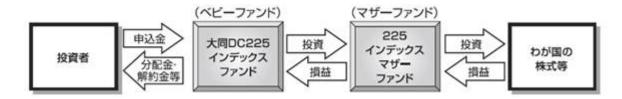
## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を 主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割 (委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a . 委託会社

T&Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等
- b . 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」(別の名称で同様の権利 義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

# 委託会社の概況

a . 資本金

2022年3月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

EDINET提出書類 T & Dアセットマネジメント株式会社(E11764)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	日
1980年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
	ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT&Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T&Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
	投資助言・代理業、投資運用業の登録

# c . 大株主の状況

2022年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

主として225インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)に投資し、日経225と 連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

日経225との連動率の向上を図るため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時 価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
  - (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
  - (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドおよび次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

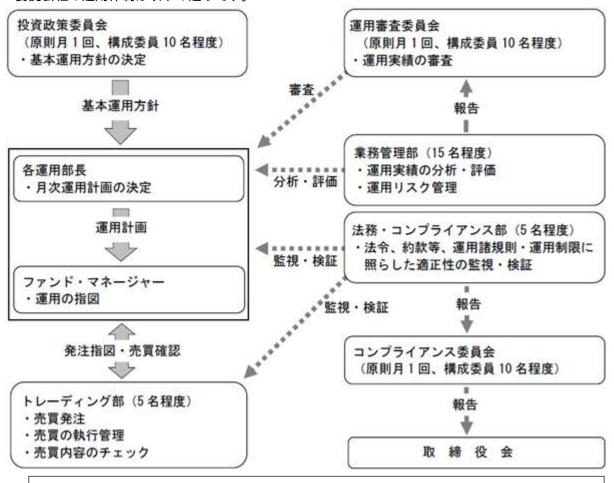
- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、(2)の証券の性質を有するものなお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

## (3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、 各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期 的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2022年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

年1回、毎決算時(原則として3月15日、ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、 必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用 (税込)、信託報酬(税込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の 分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a.株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- d. 委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社 の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- e. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- f.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- g.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h.(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金代金に伴う支払資金の手当て(換金代金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- i . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a.委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b.委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

# (参考) 225インデックス マザーファンド

# (1)投資方針

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経225に採用された銘柄を主要投資対象とし、日経225の動きに連動する投資効果を目標に運用を行います。

投資成果を日経225の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・日経225に採用された銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。
- ・株式の組入比率は高位を保ちます。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

日経225との連動率の向上を図るため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (2)投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
  - (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
  - (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、(2)の証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

# (3)投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行 する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ

EDINET提出書類

T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

## 3【投資リスク】

## (1)基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資 元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

#### 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

#### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

#### 流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

#### (2)その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払後の純資産は分配金相当額が減少し、基準 価額が値下がりする要因となります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

ファンドは、日経225の動きに連動する成果を目標として運用を行いますが、当該株価指数に連動した投資成果をお約束するものではありません。ファンドの基準価額の騰落率と当該株価指数の騰落率との間に乖離を生ずる主な要因として、以下のものがあげられます。

- ・資金の流出入に伴う株式売買手数料、および信託報酬等管理費用の支払
- ・ファンドまたはマザーファンドにおいて売買約定した株式等の価格と金融商品取引所終値との差による影響
- ・ファンドの一部を、直接またはマザーファンドを通じて有価証券先物取引等や金融商品等で運用するため
- ・指数構成銘柄の一部を組み入れないことによる影響

ファンドは、通常の投資管理の方法 (内外経済・金融情勢、産業・企業分析および証券市場分析に基づいてポートフォリオに組み入れた有価証券を変更するもの)によって運用するものではありません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## (3)リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

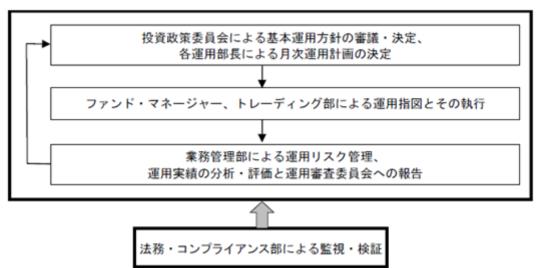
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした 適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となってお ります。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



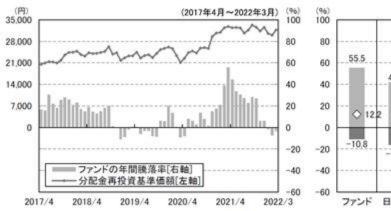
リスクの管理体制は2022年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

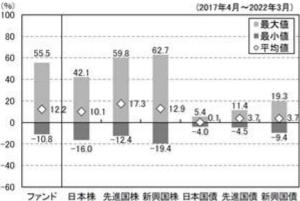
#### <参考情報>

# 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>





- (注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前 の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記 載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づい て計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2017年4月末の基準価額を起点として指数化したものです。
- ※右のグラフは、2017 年 4 月から 2022 年 3 月の 5 年間の各月末における直近 1 年間騰落率の平均・最大・ 最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全 ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記の騰落率は2022年3月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値と は異なります。
- 〇各資産クラスの指数

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 日本株・・・・

先進国株・・・

MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・

日本国債・・・ NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・ FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債・・・ JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

# ●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

#### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は 株式会社JPX総研に帰属します。

## MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数で す。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCIに帰属します。

# MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同 指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

#### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投 資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用 いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックス です。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っ ておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データ の正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックス に対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

#### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ペース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージ ング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

ありません。

# (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.583%(税抜0.53%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率]

(年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.22%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.24%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の 実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

# (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表に係る監査費用(税込)は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

EDINET提出書類 T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。受益者が確定拠出年金法に規定する 資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制 度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

税金の取扱いについては、2022年3月末日現在のものであり、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には、前述の内容が変更になることがあります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2022年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	872	99.99
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.01
合計 (純資産総額)	-	872	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2022年3月31日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	2 2 5 インデックス マザーファンド	234,076,619	3.3662 787,948,715	3.7249 871,911,998	uu uu

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2022年3月31日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2022年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落)	純資産総額 (分配付)	1口当たりの 純資産額	1口当たりの 純資産額
	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(分配落) (単位:円)	(分配付) (単位:円)
第12期 計算期間 (2013年3月15日現在)	450	450	1.2702	1.2702
第13期 計算期間 (2014年3月17日現在)	494	494	1.4622	1.4622
第14期 計算期間 (2015年3月16日現在)	646	646	1.9917	1.9917
第15期 計算期間 (2016年3月15日現在)	682	682	1.7907	1.7907
第16期 計算期間 (2017年3月15日現在)	739	739	2.0743	2.0743
第17期 計算期間 (2018年3月15日現在)	812	812	2.3392	2.3392
第18期 計算期間 (2019年3月15日現在)	831	831	2.3345	2.3345
第19期 計算期間 (2020年3月16日現在)	646	646	1.8800	1.8800
第20期 計算期間 (2021年3月15日現在)	990	990	3.3244	3.3244
2021年3月末日	973	-	3.2793	-
2021年4月末日	887	-	3.2405	-
2021年5月末日	895	-	3.2474	-
2021年6月末日	890	-	3.2366	-
2021年7月末日	845	-	3.0696	-
2021年8月末日	875	-	3.1601	-
2021年9月末日	914	-	3.3275	-
2021年10月末日	897	-	3.2592	-
2021年11月末日	863	-	3.1313	-
2021年12月末日	897	-	3.2531	-
2022年1月末日	842	-	3.0527	-
2022年2月末日	829	-	2.9994	-
第21期 計算期間 (2022年3月15日現在)	797	797	2.8664	2.8664
2022年3月末日	872	-	3.1710	-

# 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第12期 計算期間 (2013年3月15日)	0.0000
第13期 計算期間 (2014年3月17日)	0.0000
第14期 計算期間 (2015年3月16日)	0.0000
第15期 計算期間 (2016年3月15日)	0.0000
第16期 計算期間 (2017年3月15日)	0.0000
第17期 計算期間 (2018年3月15日)	0.0000
第18期 計算期間 (2019年3月15日)	0.0000
第19期 計算期間 (2020年3月16日)	0.0000
第20期 計算期間 (2021年3月15日)	0.0000
第21期 計算期間 (2022年3月15日)	0.0000

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第12期 計算期間 (2012年3月16日 ~ 2013年3月15日)	26.06
第13期 計算期間 (2013年3月16日 ~ 2014年3月17日)	15.12
第14期 計算期間 (2014年3月18日 ~ 2015年3月16日)	36.21
第15期 計算期間 (2015年3月17日 ~ 2016年3月15日)	10.09
第16期 計算期間 (2016年3月16日 ~ 2017年3月15日)	15.84
第17期 計算期間 (2017年3月16日 ~ 2018年3月15日)	12.77
第18期 計算期間 (2018年3月16日 ~ 2019年3月15日)	0.20
第19期 計算期間 (2019年3月16日 ~ 2020年3月16日)	19.47
第20期 計算期間 (2020年3月17日 ~ 2021年3月15日)	76.83
第21期 計算期間 (2021年3月16日 ~ 2022年3月15日)	13.78

<sup>(</sup>注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第12期 計算期間 (2012年3月16日 ~ 2013年3月15日)	97,666,333	76,972,390
第13期 計算期間 (2013年3月16日 ~ 2014年3月17日)	136,437,825	152,667,120
第14期 計算期間 (2014年3月18日 ~ 2015年3月16日)	121,342,957	135,046,707
第15期 計算期間 (2015年3月17日 ~ 2016年3月15日)	171,025,221	114,312,866
第16期 計算期間 (2016年3月16日 ~ 2017年3月15日)	78,558,946	103,448,692
第17期 計算期間 (2017年3月16日 ~ 2018年3月15日)	88,889,706	98,021,101
第18期 計算期間 (2018年3月16日 ~ 2019年3月15日)	107,176,200	98,018,000
第19期 計算期間 (2019年3月16日 ~ 2020年3月16日)	102,127,611	114,378,773
第20期 計算期間 (2020年3月17日 ~ 2021年3月15日)	88,075,964	134,252,432
第21期 計算期間 (2021年3月16日 ~ 2022年3月15日)	49,145,473	68,737,516

<sup>(</sup>注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

# (参考)225インデックス マザーファンドの状況

# (1)投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2022年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	日本	1,579	74.90
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	529	25.10
合計 (純資産総額)	-	2,108	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

# その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	500,940,000	23.77

<sup>(</sup>注)株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清 算値段又は最終相場で評価しております。

# (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄(30銘柄)

# (2022年3月31日現在)

							(2022年3月31日	
	国名	種類	業種	銘 柄 名	数 量 (株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	2,000	53,460.00 106,920,000	63,250.00 126,500,000	6.00
2	日本	株式	小売業	ファーストリテイ リング	2,000	55,300.00 110,600,000	62,990.00 125,980,000	5.98
3	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグ ループ	12,000	4,265.00 51,180,000	5,559.00 66,708,000	3.16
4	日本	株式	情報・通信業	KDDI	12,000	4,004.00 48,048,000	4,005.00 48,060,000	2.28
5	日本	株式	機械	ダイキン工業	2,000	20,655.00 41,310,000	22,410.00 44,820,000	2.13
6	日本	株式	電気機器	ファナック	2,000	19,410.00 38,820,000	21,645.00 43,290,000	2.05
7	日本	株式	電気機器	アドバンテスト	4,000	8,340.00 33,360,000	9,670.00 38,680,000	1.84
8	日本	株式	化学	信越化学工業	2,000	17,590.00 35,180,000	18,790.00 37,580,000	1.78
9	日本	株式	サービス業	リクルートホール ディングス	6,000	4,734.00 28,404,000	5,414.00 32,484,000	1.54
10	日本	株式	精密機器	テルモ	8,000	3,515.00 28,120,000	3,724.00 29,792,000	1.41
11	日本	株式	電気機器	京セラ	4,000	6,363.00 25,452,000	6,882.00 27,528,000	1.31
12	日本	株式	電気機器	TDK	6,000	3,735.00 22,410,000	4,460.00 26,760,000	1.27
13	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	2,000	11,505.00 23,010,000	12,730.00 25,460,000	1.21
14	日本	株式	医薬品	中外製薬	6,000	3,700.00 22,200,000	4,097.00 24,582,000	1.17
15	日本	株式	情報・通信業	エ ヌ ・ テ ィ ・ ティ・データ	10,000	2,191.00 21,910,000	2,418.00 24,180,000	1.15
16	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	10,000	1,955.00 19,550,000	2,222.50 22,225,000	1.05
17	日本	株式	サービス業	エムスリー	4,800	3,997.00 19,185,600	4,469.00 21,451,200	1.02
18	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	10,000	1,851.00 18,510,000	1,911.00 19,110,000	0.91
19	日本	株式	精密機器	オリンパス	8,000	2,056.50 16,452,000	2,339.00 18,712,000	0.89
20	日本	株式	その他製品	バンダイナムコ ホールディングス	2,000	8,934.00 17,868,000	9,292.00 18,584,000	0.88
21	日本	株式	サービス業	セコム	2,000	8,339.00 16,678,000	8,868.00 17,736,000	0.84
22	日本	株式	化学	日東電工	2,000	7,940.00 15,880,000	8,820.00 17,640,000	0.84
23	日本	株式	電気機器	オムロン	2,000	7,468.00 14,936,000	8,214.00 16,428,000	0.78

# 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

							日叫叫力拟口目	<u> </u>
24	日本	株式	食料品	キッコーマン	2,000	8,200.00 16,400,000	•	1 () //
25	日本	株式	医薬品	第一三共	6,000	2,396.50 14,379,000	•	I () /h
26	日本	株式	輸送用機器	デンソー	2,000	7,053.00 14,106,000	•	0 /5
27	日本	株式	情報・通信業	コナミホールディ ングス	2,000	7,070.00 14,140,000	•	11 //11
28	日本	株式	医薬品	塩野義製薬	2,000	7,068.00 14,136,000	•	() /1
29	日本	株式	化学	富士フイルムホー ルディングス	2,000	6,860.00 13,720,000	•	() /1
30	日本	株式	化学	日産化学	2,000	6,680.00 13,360,000	•	เกษา

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

# 口.投資有価証券の種類別及び業種別比

# (2022年3月31日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	19.32
株式	情報・通信業	8.90
株式	小売業	7.18
株式	化学	5.69
株式	医薬品	5.21
 株式	サービス業	4.22
株式	機械	3.65
株式	輸送用機器	3.55
株式	食料品	2.64
株式	精密機器	2.48
株式	その他製品	2.21
株式	卸売業	1.98
株式	建設業	1.24
株式	陸運業	1.05
株式	不動産業	0.89
株式	ガラス・土石製品	0.74
株式	非鉄金属	0.71
株式	保険業	0.61
株式	ゴム製品	0.53
株式	銀行業	0.45
株式	その他金融業	0.34
株式	海運業	0.28
株式	証券、商品先物取引業	0.19
株式	石油・石炭製品	0.17
株式	倉庫・運輸関連業	0.14
株式	電気・ガス業	0.11
株式	繊維製品	0.10
株式	鉄鋼	0.08
株式	水産・農林業	0.07
株式	パルプ・紙	0.07
株式	鉱業	0.05
株式	空運業	0.02
株式	金属製品	0.02
	合計	74.90

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2022年3月31日現在)

区分	種類	簿 価(円)	時 価(円)	投資比率(%)

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	株価指数先物取引			
市場取引	買建			
	日経平均株価指数先物	452,340,000	500,940,000	23.77

# (注)1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段又は最終相場で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (参考)運用実績

# (2022年3月31日現在)





# 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
設定来累計	0円

# 主要な資産の状況

#### ●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数225)	業種	比率
東京エレクトロン	電気機器	6.0%
ファーストリテイリング	小売業	6.0%
ソフトバンクグループ	情報·通信業	3.2%
KDDI	情報·通信業	2.3%
ダイキン工業	機械	2.1%
ファナック	電気機器	2.1%
アドバンテスト	電気機器	1.8%
信越化学工業	化学	1.8%
リクルートホールディングス	サービス業	1.5%
テルモ	精密機器	1.4%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは異なります。

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

#### ●投資比率

株式	60. 92.	98.7%
	うち株式現物	74.9%
	うち株式先物	23.8%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入 比率です。

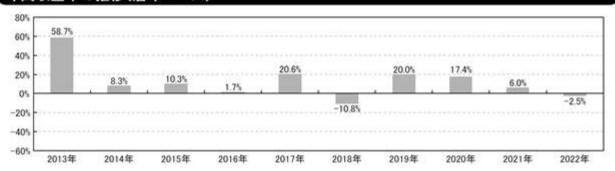
#### ●組入上位業種

業種	比率
電気機器	19.3%
情報·通信業	8.9%
小売業	7.2%
化学	5.7%
医薬品	5.2%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは 異なります。

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2022年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

ファンドは確定拠出年金制度を利用する場合の申込に限り取扱います。

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約\*を締結していただきます。

\*これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額 (発行価格)は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社(委託会社の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料はありません。

購入申込者は、申込代金を払込期日までに申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、 販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振 法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額(解約価額)は、換金申込受付日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

・マザーファンド:原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

・わが国の株式 : 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

## (2)【保管】

ありません。

## (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託の終了

#### a.ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に 係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) 上記(4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c.委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d.受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および その内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨および その内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して

EDINET提出書類

T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行いません。

- c.上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべ き旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき は、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがい

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに 当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その 他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全 体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に ファンドの受益権を保有します。

#### (1)収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で換金代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として換金申込者とします。)に、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

## (2)償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で換金代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として換金申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

# (3)換金(解約)請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込ができます。権利行使の方法等については、前述「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

## (4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第21期計算期間(2021年3月16日から2022年3月15日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】 大同 D C 2 2 5 インデックスファンド ( 1 )【貸借対照表】

(単位:円)

		(羊瓜・口)
	第20期 (2021年3月15日現在)	第21期 (2022年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,813,435	5,304,520
親投資信託受益証券	989,421,030	796,946,951
流動資産合計	992,234,465	802,251,471
資産合計	992,234,465	802,251,471
負債の部		
流動負債		
未払解約金	157,416	2,641,101
未払受託者報酬	332,625	335,400
未払委託者報酬	2,185,793	2,203,978
未払利息	4	5
その他未払費用	47,458	47,857
流動負債合計	2,723,296	5,228,341
負債合計	2,723,296	5,228,341
純資産の部		
元本等		
元本	297,650,576	278,058,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	691,860,593	518,964,597
(分配準備積立金)	338,769,133	265,027,649
元本等合計	989,511,169	797,023,130
純資産合計	989,511,169	797,023,130
負債純資産合計	992,234,465	802,251,471

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:	円)
------	----

		(
	第20期 (自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)	第21期 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)
営業収益		
受取利息	1	16
有価証券売買等損益	462,160,509	119,584,079
営業収益合計	462,160,510	119,584,063
二 営業費用		
支払利息	2,601	1,636
受託者報酬	634,563	683,818
委託者報酬	4,169,894	4,493,524
その他費用	90,549	97,570
営業費用合計	4,897,607	5,276,548
営業利益	457,262,903	124,860,611
経常利益	457,262,903	124,860,611
当期純利益	457,262,903	124,860,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	81,824,720	3,761,292
期首剰余金又は期首欠損金()	302,576,906	691,860,593
剰余金増加額又は欠損金減少額	138,941,803	107,612,510
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	138,941,803	107,612,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,096,299	159,409,187
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	125,096,299	159,409,187
分配金	<u>-</u>	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	691,860,593	518,964,597

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

# (貸借対照表に関する注記)

第20期 (2021年3月15日現在)		第21期 (2022年3月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
297,650,576□		:	278,058,533□
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 計算期間の末日における1単位 額	当たりの純資産の
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	3.3244円 33,244円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	2.8664円 28,664円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

(19年次の利尔並引并自に関する注記)					
項	目	期	別	第20期 (自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)	第21期 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)
分配	金の計算過程			計算期間末における費用控除後配 当等収益(0円)、費用控除後有価 証券売買等損益(267,956,521 円)、収益調整金(469,127,124 円)、及び分配準備積立金 (70,812,612円)より、分配対象収 益は807,896,257円(1万口当たり 27,142円)となりましたが、当期の 分配は見送りとさせていただきまし た。	計算期間末における費用控除後配 当等収益(0円)、費用控除後有価 証券売買等損益(0円)、収益調整 金(489,690,985円)、及び分配準 備積立金(265,027,649円)より、 分配対象収益は754,718,634円(1万 口当たり27,142円)となりました が、当期の分配は見送りとさせてい ただきました。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	第20期 (自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)	第21期 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融 商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	け、パフォースの管理を いてです。 います。 ではます。 では、アファンの管理を では、アファンのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	定が表する。 定が表する。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。 当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することもあり、当該価額が変動することもあります。	同左

# 金融商品の時価等に関する事項

第20期	第21期
(2021年3月15日現在)	(2022年3月15日現在)

		1318 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1 貸借対照表計上額、時価及び その差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、 貸借対照表計上額と時価との差額 はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価 の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

# (関連当事者との取引に関する注記)

第20期	第21期
(自 2020年3月17日	(自 2021年3月16日
至 2021年3月15日)	至 2022年3月15日)
該当事項はありません。	同左

# (その他の注記)

# 1 元本の移動

項	期別目	第20期 (自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)	第21期 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)
期首元本額		343,827,044 円	297,650,576 円
期中追加設定元本額 88,075,964 円		88,075,964 円	49,145,473 円
	期中一部解約元本額	134,252,432 円	68,737,516 円

# 2 有価証券関係

# 売買目的有価証券

第20期(自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	393,581,593 円	
合計	393,581,593 円	

# 第21期(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	116,471,805 円	
合計	116,471,805 円	

#### 3 デリバティブ取引関係

第20期(自 2020年3月17日 至 2021年3月15日) 該当事項はありません。

第21期(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式該当事項はありません。

## b . 株式以外の有価証券

(2022年3月15日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	2 2 5 インデックス マザーファンド	236,749,733	796,946,951	
合計		236,749,733	796,946,951	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# (参考)225インデックス マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「225インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

# (1)貸借対照表

(単位:円)

		-	(十四・11)
	対象年月日	(2021年3月15日現在)	(2022年3月15日現在)
科目		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		317,866	901,203
コール・ローン		294,294,790	510,777,944
株式		2,479,582,940	1,438,311,440
派生商品評価勘定		6,380,100	11,125,800
未収入金		757,800	-
未収配当金		3,821,850	3,165,900
差入委託証拠金		3,137,000	16,886,000
流動資産合計		2,788,292,346	1,981,168,287
資産合計		2,788,292,346	1,981,168,287
負債の部			
流動負債			
未払解約金		15,130,000	-
未払利息		493	561
流動負債合計		15,130,493	561
負債合計		15,130,493	561
純資産の部			
元本等			
元本		714,549,437	588,543,191
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損	金( )	2,058,612,416	1,392,624,535
元本等合計		2,773,161,853	1,981,167,726
純資産合計		2,773,161,853	1,981,167,726
負債純資産合計		2,788,292,346	1,981,168,287

# (2)注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(計算 日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場) で評価しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日 の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しておりま す。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金 額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

# (貸借対照表に関する注記)

( XIII M KICK) OLD			
(2021年3月15日現在)	(2022年3月15日現在)		
1 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差入れている資 産は次のとおりであります。	1 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差入れている資 産は次のとおりであります。		
株式 8,340,000円	株式 7,468,000円		
2 計算期間の末日における受益権の総数	2 計算期間の末日における受益権の総数		
714,549,437□	588,543,191□		
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額 3.8810円 (1万口当たり純資産額 38,810円)	1口当たり純資産額 3.3662円 (1万口当たり純資産額 33,662円)		

# (その他の注記)

# 1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2021年3月15日現在)	(2022年3月15日現在)
期首元本額	1,112,926,662 円	714,549,437 円
期中追加設定元本額	346,011,674 円	271,214,813 円
期中一部解約元本額	744,388,899 円	397,221,059 円
期末元本額	714,549,437 円	588,543,191 円
元本の内訳 *		
225IDXオープン	135,602,609 円	118,551,383 円
大同DC225インデックスファンド	254,939,714 円	236,749,733 円
2 2 5 インデックスファンド V A (適格機関投資家専用)	136,888,176 円	84,655,196 円
2 2 5 インデックスファンド V A 1 (適格機関投資家専用)	143,253,818 円	116,661,427 円
T&Dバランスファンド20VA (適格機関投資家専用)	8,383,796 円	- 円
T & D国内重視バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家専用)	1,201,935 円	1,271,790 円
T&D国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家専用)	15,313,131 円	11,655,286 円
T & D国際分散バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家専用)	3,788,975 円	4,076,770 円
T&D国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家専用)	15,177,283 円	14,921,606 円
合計	714,549,437 円	588,543,191 円

# 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)

種類 貸借対照表計上額 当計算期間		当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,479,582,940 円	1,054,571,157 円
合計	2,479,582,940 円	1,054,571,157 円

# (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

種類	種類 貸借対照表計上額 当計算期間の損益に含まれ	
株式	1,438,311,440 円	250,003,903 円
合計	1,438,311,440 円	250,003,903 円

#### 3 デリバティブ取引関係

(自 2020年3月17日 至 2021年3月15日)

取引の状況に関する事項

#### 1 取引の内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。

2 取引に対する取組方法

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動 リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

3 取引の利用目的

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保 つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、 且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲 内としております。

4 取引に係るリスクの内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。

5 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。

6 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

#### 取引の時価等に関する事項

#### 株式関連

(単位:円)

区分	   種 類	契約額等		時価	評価損益
	↑生 <del>犬</del> 貝	一类 約 競 寺	うち1年超	時価	
	株価指数先物取引				
市場取引	買建				
	日経平均株価指数先物	259,380,000	-	265,770,000	6,380,100
	合 計	259,380,000	-	265,770,000	6,380,100

#### (注)時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清 算値段又は最終相場で評価しております。

#### (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

取引の状況に関する事項

#### 1 取引の内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。

#### 2 取引に対する取組方法

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動 リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### 3 取引の利用目的

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保 つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、 且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲 内としております。

4 取引に係るリスクの内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。

5 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。

6 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

#### 取引の時価等に関する事項

#### 株式関連

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
	↑生 <del>犬</del> 只	关 机 競 守	うち1年超	h4. IM	計測摂血
	株価指数先物取引				
市場取引	買建				
	日経平均株価指数先物	541,710,000	-	552,860,000	11,125,800
	合 計	541,710,000	-	552,860,000	11,125,800

#### (注)時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清 算値段又は最終相場で評価しております。

# (3)附属明細表

有価証券明細表

# a . 株式

(2022年3月15日現在)

(2022年3月15日				-3月15日現在)
銘柄	株式数	単価	<sup>쯾(ロ)</sup> 金額	備考
日本水産	2,000	566.00	1,132,000	
マルハニチロ	200	2,541.00	508,200	
INPEX	800	1,297.00	1,037,600	
コムシスホールディングス	2,000	2,716.00	5,432,000	
大成建設	400	3,590.00	1,436,000	
大林組	2,000	903.00	1,806,000	
清水建設	2,000	736.00	1,472,000	
長谷エコーポレーション	400	1,421.00	568,400	
鹿島建設	1,000	1,501.00	1,501,000	
大和八ウス工業	2,000	3,094.00	6,188,000	
積水八ウス	2,000	2,332.50	4,665,000	
日揮ホールディングス	2,000	1,577.00	3,154,000	
日清製粉グループ本社	2,000	1,762.00	3,524,000	
明治ホールディングス	400	6,730.00	2,692,000	
日本八厶	1,000	4,190.00	4,190,000	
サッポロホールディングス	400	2,342.00	936,800	
アサヒグループホールディングス	2,000	4,204.00	8,408,000	
キリンホールディングス	2,000	1,787.50	3,575,000	
宝ホールディングス	2,000	1,129.00	2,258,000	
キッコーマン	2,000	8,200.00	16,400,000	
味の素	2,000	3,445.00	6,890,000	
ニチレイ	1,000	2,515.00	2,515,000	
日本たばこ産業	2,000	2,044.00	4,088,000	
東洋紡	200	1,079.00	215,800	
ユニチカ	200	281.00	56,200	
帝人	400	1,329.00	531,600	
東レ	2,000	599.30	1,198,600	
王子ホールディングス	2,000	562.00	1,124,000	
日本製紙	200	1,064.00	212,800	
クラレ	2,000	1,026.00	2,052,000	
旭化成	2,000	1,028.00	2,056,000	
昭和電工	200	2,187.00	437,400	
住友化学	2,000	535.00	1,070,000	
日産化学	2,000	6,680.00	13,360,000	
東ソー	1,000	1,796.00	1,796,000	
トクヤマ	400	1,695.00	678,000	
デンカ	400	3,420.00	1,368,000	
信越化学工業	2,000	17,590.00	35,180,000	
三井化学	400	2,918.00	1,167,200	
三菱ケミカルホールディングス	1,000	780.80	780,800	

			一	证券報告書(内国投資
宇部興産	200	1,998.00	399,600	
花王	2,000	4,767.00	9,534,000	
DIC	200	2,372.00	474,400	
富士フイルムホールディングス	2,000	6,860.00	13,720,000	
資生堂	2,000	5,406.00	10,812,000	
日東電工	2,000	7,940.00	15,880,000	
協和キリン	2,000	2,819.00	5,638,000	
武田薬品工業	2,000	3,416.00	6,832,000	
アステラス製薬	10,000	1,851.00	18,510,000	
大日本住友製薬	2,000	1,208.00	2,416,000	
塩野義製薬	2,000	7,068.00	14,136,000	
中外製薬	6,000	3,700.00	22,200,000	
エーザイ	2,000	5,740.00	11,480,000	
第一三共	6,000	2,396.50	14,379,000	
大塚ホールディングス	2,000	3,973.00	7,946,000	
出光興産	800	3,235.00	2,588,000	
ENEOSホールディングス	2,000	445.10	890,200	
	1,000	1,556.00	1,556,000	
ブリヂストン	2,000	4,369.00	8,738,000	
A G C	400	4,725.00	1,890,000	
	200	432.00	86,400	
日本電気硝子	600	2,704.00	1,622,400	
住友大阪セメント	200	3,425.00	685,000	
太平洋セメント	200	2,001.00	400,200	
東海カーボン	2,000	1,064.00	2,128,000	
ТОТО	1,000	4,455.00	4,455,000	
├── │日本碍子	2,000	1,630.00	3,260,000	
日本製鉄	200	2,084.00	416,800	
神戸製鋼所	200	578.00	115,600	
ジェイ エフ イー ホールディングス	200	1,659.00	331,800	
	200	3,325.00	665,000	
日本軽金属ホールディングス	200	1,679.00	335,800	
三井金属鉱業	200	3,150.00	630,000	
東邦亜鉛	200	2,574.00	514,800	
三菱マテリアル	200	2,069.00	413,800	
住友金属鉱山	1,000	5,401.00	5,401,000	
DOWAホールディングス	400	5,210.00	2,084,000	
古河電気工業	200	2,132.00	426,400	
住友電気工業	2,000	1,354.50	2,709,000	
フジクラ	2,000	533.00	1,066,000	
SUMCO	200	1,793.00	358,600	
日本製鋼所	400	3,405.00	1,362,000	
オークマ	400	4,675.00	1,870,000	
アマダ	2,000	975.00	1,950,000	
小松製作所	2,000	2,744.00	5,488,000	
住友重機械工業	400	2,793.00	1,117,200	
<b>                                    </b>	400	۷,193.00	1,111,200	

			有価語	证券報告書 ( 内国投
日立建機	2,000	2,928.00	5,856,000	
クボタ	2,000	2,076.00	4,152,000	
荏原製作所	400	6,180.00	2,472,000	
ダイキン工業	2,000	20,655.00	41,310,000	
日本精工	2,000	686.00	1,372,000	
NTN	2,000	193.00	386,000	
ジェイテクト	2,000	909.00	1,818,000	
三井E&Sホールディングス	200	352.00	70,400	
日立造船	400	719.00	287,600	
三菱重工業	200	3,649.00	729,800	
IHI	200	2,732.00	546,400	
コニカミノルタ	2,000	485.00	970,000	
ミネベアミツミ	2,000	2,324.00	4,648,000	
日立製作所	400	5,233.00	2,093,200	
三菱電機	2,000	1,338.00	2,676,000	
富士電機	400	5,670.00	2,268,000	
安川電機	2,000	4,235.00	8,470,000	
オムロン	2,000	7,468.00	14,936,000	代用有価証券 1,000株
ジーエス・ユアサ コーポレーション	400	2,265.00	906,000	
日本電気	200	4,835.00	967,000	
富士通	200	16,575.00	3,315,000	
沖電気工業	200	853.00	170,600	
セイコーエプソン	4,000	1,727.00	6,908,000	
パナソニック	2,000	1,111.50	2,223,000	
シャープ	2,000	1,077.00	2,154,000	
ソニーグループ	2,000	11,505.00	23,010,000	
TDK	6,000	3,735.00	22,410,000	
アルプスアルパイン	2,000	1,068.00	2,136,000	
横河電機	2,000	2,029.00	4,058,000	
アドバンテスト	4,000	8,340.00	33,360,000	
キーエンス	200	50,550.00	10,110,000	
カシオ計算機	2,000	1,315.00	2,630,000	
ファナック	2,000	19,410.00	38,820,000	
京セラ	4,000	6,363.00	25,452,000	
太陽誘電	2,000	4,805.00	9,610,000	
村田製作所	1,600	7,363.00	11,780,800	
SCREENホールディングス	400	10,370.00	4,148,000	
キヤノン	3,000	2,785.00	8,355,000	
リコー	2,000	958.00	1,916,000	
東京エレクトロン	2,000	53,460.00	106,920,000	
デンソー	2,000	7,053.00	14,106,000	
川崎重工業	200	2,058.00	411,600	
日産自動車	2,000	484.40	968,800	
いすゞ自動車	1,000	1,533.00	1,533,000	
トヨタ自動車	10,000	1,955.00	19,550,000	

			1月1川市	正券報告書(内国投資
日野自動車	2,000	705.00	1,410,000	
三菱自動車工業	200	277.00	55,400	
マツダ	400	813.00	325,200	
本田技研工業	4,000	3,170.00	12,680,000	
スズキ	2,000	3,877.00	7,754,000	
SUBARU	2,000	1,843.00	3,686,000	
ヤマハ発動機	2,000	2,319.00	4,638,000	
テルモ	8,000	3,515.00	28,120,000	
ニコン	2,000	1,185.00	2,370,000	
オリンパス	8,000	2,056.50	16,452,000	
シチズン時計	2,000	486.00	972,000	
バンダイナムコホールディングス	2,000	8,934.00	17,868,000	
凸版印刷	1,000	2,233.00	2,233,000	
大日本印刷	1,000	2,979.00	2,979,000	
ヤマハ	2,000	4,905.00	9,810,000	
任天堂	200	57,450.00	11,490,000	
東京電力ホールディングス	200	334.00	66,800	
中部電力	200	1,175.00	235,000	
関西電力	200	1,148.00	229,600	
東京瓦斯	400	2,321.00	928,400	
大阪瓦斯	400	2,167.00	866,800	
東武鉄道	400	2,954.00	1,181,600	
東急	1,000	1,633.00	1,633,000	
小田急電鉄	1,000	2,000.00	2,000,000	
京王電鉄	400	4,710.00	1,884,000	
京成電鉄	1,000	3,365.00	3,365,000	
東日本旅客鉄道	200	6,818.00	1,363,600	
西日本旅客鉄道	200	5,101.00	1,020,200	
東海旅客鉄道	200	16,005.00	3,201,000	
ヤマトホールディングス	2,000	2,217.00	4,434,000	
NIPPON EXPRESS ホールディングス	200	8,110.00	1,622,000	
日本郵船	200	11,810.00	2,362,000	
商船三井	200	11,350.00	2,270,000	
川崎汽船	200	8,890.00	1,778,000	
A N A ホールディングス	200	2,453.50	490,700	
三菱倉庫	1,000	2,830.00	2,830,000	
ネクソン	4,000	2,656.00	10,624,000	
Zホールディングス	800	500.10	400,080	
トレンドマイクロ	2,000	6,880.00	13,760,000	
日本電信電話	800	3,530.00	2,824,000	
KDDI	12,000	4,004.00	48,048,000	
ソフトバンク	2,000	1,468.50	2,937,000	
東宝	200	4,695.00	939,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	10,000	2,191.00	21,910,000	
コナミホールディングス	2,000	7,070.00	14,140,000	

			1月1川市	证券報告書(内国投資
ソフトバンクグループ	12,000	4,265.00	51,180,000	
双日	200	1,966.00	393,200	
伊藤忠商事	2,000	3,883.00	7,766,000	
丸紅	2,000	1,323.00	2,646,000	
豊田通商	2,000	4,605.00	9,210,000	
三井物産	2,000	2,978.50	5,957,000	
住友商事	2,000	1,968.50	3,937,000	
三菱商事	2,000	4,133.00	8,266,000	
J.フロント リテイリング	1,000	967.00	967,000	
三越伊勢丹ホールディングス	2,000	928.00	1,856,000	
セブン&アイ・ホールディングス	2,000	5,393.00	10,786,000	
高島屋	1,000	1,110.00	1,110,000	
丸井グループ	2,000	2,157.00	4,314,000	
イオン	2,000	2,644.00	5,288,000	
ファーストリテイリング	2,000	55,300.00	110,600,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,000	463.00	926,000	
新生銀行	200	2,195.00	439,000	
あおぞら銀行	200	2,523.00	504,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,000	734.70	1,469,400	
りそなホールディングス	200	519.80	103,960	
三井住友トラスト・ホールディングス	200	3,950.00	790,000	
三井住友フィナンシャルグループ	200	3,978.00	795,600	
	2,000	745.00	1,490,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	400	2,343.00	937,200	
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	2,000	863.00	1,726,000	
みずほフィナンシャルグループ	200	1,556.50	311,300	
大和証券グループ本社	2,000	701.60	1,403,200	
野村ホールディングス	2,000	503.20	1,006,400	
松井証券	2,000	826.00	1,652,000	
SOMPOホールディングス	400	5,152.00	2,060,800	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	600	3,971.00	2,382,600	
第一生命ホールディングス	200	2,479.00	495,800	
東京海上ホールディングス	1,000	6,889.00	6,889,000	
T&Dホールディングス	400	1,621.00	648,400	
クレディセゾン	2,000	1,331.00	2,662,000	
日本取引所グループ	2,000	2,157.50	4,315,000	
東急不動産ホールディングス	2,000	632.00	1,264,000	
三井不動産	2,000	2,557.00	5,114,000	
三菱地所	2,000	1,670.50	3,341,000	
東京建物	1,000	1,766.00	1,766,000	
住友不動産	2,000	3,243.00	6,486,000	
エムスリー	4,800	3,997.00	19,185,600	
ディー・エヌ・エー	600	1,835.00	1,101,000	
電通グループ	2,000	4,530.00	9,060,000	
サイバーエージェント	1,600	1,378.00	2,204,800	
· · · · = · - · ·	.,000	.,	_,,	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

楽天グループ	2,000	899.00	1,798,000	
リクルートホールディングス	6,000	4,734.00	28,404,000	
日本郵政	2,000	937.30	1,874,600	
セコム	2,000	8,339.00	16,678,000	
合計	373,800		1,438,311,440	

# b . 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「その他の注記(デリバティブ取引関係)」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

# 2 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

# (2022年3月31日現在)

資産総額	881,682,215 円
負債総額	9,689,003 円
純資産総額( - )	871,993,212 円
発行済数量	274,992,540 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	3.1710 円

# (参考)225インデックス マザーファンド

資産総額	2,641,011,669 円
負債総額	533,210,400 円
純資産総額( - )	2,107,801,269 円
発行済数量	565,868,365 □
1単位当たり純資産額( / )	3.7249 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- 1.名義書換についての手続、取扱場所等 ありません。
- 2. 受益者に対する特典 ありません。
- 3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、換金申込の 受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にした がって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

## (1)資本金の額

2022年3月末日現在の資本金の額11億円会社が発行する株式の総数2,294,100株発行済株式総数1,082,500株

過去5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### 経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a . 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会(原則月1回開催)において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運 用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b . 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

- c . 運用のチェック等
  - ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
  - ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック 等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2022年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年3月末日現在、246本であり、その純資産総額の合計は963,900百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	127本	526,948百万円
単位型株式投資信託	59本	182,651百万円
単位型公社債投資信託	60本	254,301百万円
合計	246本	963,900百万円

## 3【委託会社等の経理状況】

1.当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで) の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

		第40期 (2020年 3 月31日現在)			第41期 8月31日現在)
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1.預金			7,679,360		7,160,745
2.前払費用			56,732		53,716
3 . 未収委託者報酬			982,920		864,128
4 . 未収運用受託報酬			424,829		346,844
5 . その他			570		33,509
流動資産計			9,144,413		8,458,944
固定資産					
1 . 有形固定資産			113,011		91,256
(1)建物	1	81,816		73,436	
(2)器具備品	1	30,982		17,660	
(3) その他	1	212		159	
2 . 無形固定資産			29,823		68,667
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		25,423		54,941	
(3)ソフトウェア仮勘定		1,537		10,863	
3 . 投資その他の資産			392,604		844,672
(1)投資有価証券		52,990		496,104	
(2) 関係会社株式		5,386		3,264	
(3)長期差入保証金		106,554		101,261	
(4)繰延税金資産		215,746		226,048	
(5)長期前払費用		11,927		17,993	
固定資産計			535,440		1,004,597
資産合計			9,679,853		9,463,541

		有価証券報告書(内国			
		第4		第4 (2021年3月	
	注記	内訳	金額	内訳	金額
区分	番号	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			3,991		4,236
2.未払金			503,207		373,559
(1)未払収益分配金		1,164		1,521	
(2)未払償還金		2		2	
(3)未払手数料		372,833		302,483	
(4)その他未払金		129,207		69,552	
3 . 未払費用			703,287		613,492
4 . 未払法人税等			35,287		12,283
5 . 未払消費税等			49,237		25,230
6.賞与引当金			216,189		191,517
7.役員賞与引当金			18,375		14,800
8. 時効後支払損引当金			37,988		37,988
流動負債計			1,567,564		1,273,108
固定負債					
1.退職給付引当金			419,613		462,595
2 . 役員退職慰労引当金			30,657		36,524
固定負債計			450,270		499,119
負債合計			2,017,835		1,772,228
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1)資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,285,565		6,343,225
(1)利益準備金		175,000		175,000	
(2)その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,972,775		3,030,435	
株主資本計			7,663,233		7,720,893
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価差額金			1,215		29,580
評価・換算差額等計			1,215		29,580
純資産合計			7,662,018		7,691,313
負債・純資産合計			9,679,853		9,463,541

# (2)【損益計算書】

		(自 2019	40期 9年4月1日 9年3月31日)	(自 2020	41期 0年 4 月 1 日 1年 3 月31日)
区分	注記 番号	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)
営業収益					
1 . 委託者報酬			5,839,865		5,245,922
2. 運用受託報酬			1,621,991		1,397,717
3.投資助言報酬			-		10,000
営業収益計			7,461,856		6,653,639
営業費用					
1.支払手数料			2,358,262		2,010,648
2 . 広告宣伝費			970		160
3.調査費		400 000	2,236,948	400 044	2,025,602
(1)調査費		160,023		133,814	
(2)委託調査費		1,710,692		1,491,662	
(3)情報機器関連費(4)図書費		365,263 968		399,102 1,022	
4.委託計算費		900	218,698	1,022	212,665
5. 営業雑経費			102,606		101,181
(1) 通信費		6,812	102,000	9,730	101,101
(2)印刷費		85,021		80,401	
(3)協会費		6,591		6,748	
(4)諸会費		4,181		4,300	
営業費用計		, -	4,917,486	,	4,350,259
一般管理費			, ,		,
1 . 給料			1,180,816		1,237,133
(1)役員報酬		82,223		87,649	
(2)給料・手当		1,034,250		1,085,640	
(3)賞与		64,343		63,844	
2 . 法定福利費			191,628		198,885
3.退職金			2,456		-
4.福利厚生費			4,351		4,808
5 . 交際費			1,555		105
6 . 寄付金			-		500
7.旅費交通費			8,454		8,997
8.事務委託費			112,134		102,494
9.租税公課			139,472		137,151
10.不動産賃借料			150,775		154,577
11.退職給付費用 12.役員退職慰労金			51,226 300		55,702
13.役員退職慰労引当金繰入			5,708		- 5,867
14. 賞与引当金繰入			216,189		191,517
15.役員賞与引当金繰入			18,375		14,800
16.固定資産減価償却費			41,842		34,453
17. 諸経費			63,433		42,241
一般管理費計			2,188,720		2,189,236
営業利益			355,649		114,143

# 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		(自 201	940期 9年4月1日 20年3月31日)	(自 2020	41期 0年 4 月 1 日 1年 3 月31日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)	
営業外収益						
1 . 受取配当金			994		985	
2.受取利息			80		69	
3 . 時効成立分配金・償還金			415		498	
4.助成金収入			1,586		482	
5.雑収入			280		70	
営業外収益計			3,357		2,106	
営業外費用						
1 . 為替差損			3,264		7,741	
2 . 時効後支払損引当金繰入			37,988		-	
3 . 雑損失			110		-	
営業外費用計			41,363		7,741	
経常利益			317,643		108,508	
特別利益						
1.投資有価証券売却益			108		2	
特別利益計			108		2	
特別損失						
1.固定資産除却損	1		4		820	
2.投資有価証券評価損			-		695	
3.投資有価証券売却損			818		2,084	
4. 関係会社株式評価損			-		2,121	
特別損失計			823		5,723	
税引前当期純利益			316,929		102,788	
法人税、住民税及び事業税			127,805		42,912	
法人税等調整額			22,254		2,215	
当期純利益			211,378		57,660	

# (3)【株主資本等変動計算書】

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

							\	T 122 1 1 1 3 /
		, t	姝	主	資	Ž	<b>*</b>	
		資 本 乗	射 余 金	利	益	剰 余	金	
	資本金	資本	恣★副会	利益	その他利	益剰余金	되 생 테 스 스	株主資本
	<b>A.4.77</b>	準備金	資本剰余 金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・掺	純資産	
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	合計
当期首残高	226	226	7,451,628
当期变動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

# 第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

							`	,
		1	 铢	主	資	7	<u> </u>	
		資 本 乗	割 余 金	利	益	剰 余	金	
	資本金	次士	次士制会	되산	その他利	益剰余金	되끗테스스	株主資本
	<b>英</b> 本亚	資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・	純資産	
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	合計
当期首残高	1,215	1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,364	28,364	28,364
当期変動額合計	28,364	28,364	29,295
当期末残高	29,580	29,580	7,691,313

#### 重要な会計方針

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

#### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### (未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

IASB及びFASBが、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (IFRSにおいてはIFRS第13号、米国会計基準においてはTopic 820)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

#### 注記事項

# (貸借対照表関係)

第40期 (2020年 3 月31日現在)	( 202	第41期 (2021年 3 月31日現在)		
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765- 器具備品 153,010- その他 684-	- 円     建物       - 円     器具備品	の減価償却累計額 63,145千円 166,398千円 737千円		

## (損益計算書関係)

第40期	第41期		
(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日		
至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)		
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 ソフトウェア 820千円		

## (株主資本等変動計算書関係)

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

## 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

#### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

#### 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は 業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設 定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと。)。

## 第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
<ul><li>(1) 預金</li><li>(2) 未収委託者報酬</li><li>(3) 未収運用受託報酬</li><li>(4) 投資有価証券</li><li>その他有価証券</li></ul>	7,679,360 982,920 424,829 22,790	7,679,360 982,920 424,829 22,790	
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金 (2) 未払費用	(1,164) (2) (372,833) (129,207) (703,287)	(1,164) (2) (372,833) (129,207) (703,287)	- - - -
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券(投資信託) 投資信託は公表されている基準価額によっております。

#### 負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	
非上場株式	30,200	
子会社株式	5,386	
合計	35,586	

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて 困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

## 第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
<ul><li>(1)預金</li><li>(2)未収委託者報酬</li><li>(3)未収運用受託報酬</li><li>(4)投資有価証券</li><li>その他有価証券</li></ul>	7,160,745 864,128 346,844 465,904	7,160,745 864,128 346,844 465,904	
資産計	8,837,622	8,837,622	-
(1) 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金 (2) 未払費用	(1,521) (2) (302,483) (69,552) (613,492)	(1,521) (2) (302,483) (69,552) (613,492)	- - - -
負債計	(987,052)	(987,052)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券(投資信託) 投資信託は公表されている基準価額によっております。

# 負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	
非上場株式	30,200	
子会社株式	3,264	
合計	33,464	

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて 困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	-	-
未収委託者報酬	864,128	-	-
未収運用受託報酬	346,844	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

#### (有価証券関係)

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

<sup>(\*)</sup> 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

# 2.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

#### 1.その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	(1) その他	5,147	4,588	559
るもの	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	460,757	503,951	43,194
	小計	460,757	503,951	43,194
合計		465,904	508,539	42,634

<sup>(\*)</sup> 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### 2.減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円(その他有価証券695千円)、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高422,821千円退職給付費用40,258千円退職給付の支払額43,466千円退職給付引当金の期末残高419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務419,613千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額419,613千円

退職給付引当金419,613千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額419,613千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 40,258千円

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 10,968千円

第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高 419,613千円退職給付費用 42,982千円退職給付の支払額 - 千円退職給付引当金の期末残高 462,595千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務462,595千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額462,595千円退職給付引当金462,595千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額462,595千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

43,987千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

11,714千円

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

**************************************	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	第40期(2020年3月31日現在)	第41期(2021年 3 月31	日現在)
	(単位:	千円) (	(単位:千円)
(繰延税金資産)			
賞与引当金	66,197	58,642	
未払社会保険料	10,994	9,817	
未払事業税	7,080	2,429	
退職給付引当金	137,872	152,830	
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061	
時効後支払損引当金	11,632	11,632	
その他有価証券評価差額金	536	13,054	
その他	14,835	17,952	
小計	264,210	281,421	
評価性引当額	48,464	55,372	
繰延税金資産計	215,746	226,048	
繰延税金資産の純額	215,746	226,048	

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

<b>第40</b> 世(2000年 2 日24日日本)		<b>笠44冊(2024年2月24日</b> 年)	
第40期(2020年 3 月31日現在)		第41期(2021年3月31日現在)	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	2.2
評価性引当額	0.1	評価性引当額	6.7
その他	0.5	その他	0.3
	33.3		43.9

### (セグメント情報等)

# 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 2. 関連情報

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2) 地域ごとの情報

# 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定 資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

# 第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

# (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2) 地域ごとの情報

### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定 資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

# (関連当事者との取引)

### 1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業			取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱T&D ホ ー ル ディング ス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に 伴う支払額 及び支払予 定額(*1)	99,817	未払金	79,336

# (注)1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

# 第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名		資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株)T&D ホ ー ル ディング ス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に 伴う支払額 及び支払予 定額(*1)	32,605	未払金	8,424

# (注)1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

>15 :0703 (	10,5) (1 2010 + 47) 1 1 2 2020 + 37) 0 1 1									
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	398,614	未収運 用受託 報酬	110,897

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

# 第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	349,256	未収運 用受託 報酬	93,225

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

# 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

株式会社T&Dホールディングス(東京証券取引所に上場)

# (1株当たり情報)

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			
1株当たり純資産額	7,078.07円	1 株当たり純資産額	7,105.13円		
1 株当たり当期純利益	195.26円	1 株当たり当期純利益	53.26円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 ては、潜在株式が存在しないため記載 ん。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
当期純利益 ( 千円 )	211,378	当期純利益 ( 千円 )	57,660		
普通株主に帰属しない金額(千円)	普通株主に帰属しない金額(千円) -		-		
普通株式に係る当期純利益(千円)	211,378	普通株式に係る当期純利益(千円)	57,660		
期中平均株式数 ( 千株 )	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

		第42期中間会計期間末 (2021年9月30日)				
区分	注記番号	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)			
(資産の部)						
流動資産						
1 . 預金			7,013,830			
2.前払費用			81,793			
3 . 未収委託者報酬			872,276			
4 . 未収運用受託報酬			328,147			
5 . その他			37,720			
流動資産計			8,333,768			
固定資産						
1 . 有形固定資産			82,829			
(1)建物	1	69,743				
(2)器具備品	1	12,945				
(3) その他	1	139				
2 . 無形固定資産			71,519			
(1)電話加入権		2,862				
(2) ソフトウェア		51,137				
(3)ソフトウェア仮勘定		17,518				
3.投資その他の資産			802,937			
(1)投資有価証券		523,732				
(2)長期差入保証金		98,615				
(3) 繰延税金資産		166,386				
(4)長期前払費用		14,202				
固定資産計			957,285			
資産合計			9,291,053			

T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		77 / AHD + DD A A	有価証券報告書(内国技
		第42期中間会 (2021年 9 月	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額(千円)
(負債の部)			
流動負債			
1.預り金			6,134
2 . 未払金			345,260
(1)未払収益分配金		1,521	
(2)未払償還金		2	
(3)未払手数料		296,389	
(4)その他未払金		47,347	
3 . 未払費用			561,08
4 . 未払法人税等			12,46
5 . 未払消費税等	2		23,22
6.賞与引当金			64,44
7. 役員賞与引当金			4,10
流動負債計			1,016,72
固定負債			
1.退職給付引当金			472,58
2.役員退職慰労引当金			17,99
固定負債計			490,58
負債合計			1,507,30
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,00
2. 資本剰余金			277,66
(1)資本準備金		277,667	
3 . 利益剰余金			6,417,66
(1)利益準備金		175,000	
(2)その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,104,878	
株主資本計			7,795,33
評価・換算差額等			. ,
1 . その他有価証券評価差額金			11,58
評価・換算差額等計			11,58
純資産合計			7,783,75
 負債・純資産合計			9,291,050

# (2)中間損益計算書

2 ) 中间填益計算者		第42期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)				
区分	注記番号	内訳 ( 千円 )	金額(千円)			
営業収益						
1.委託者報酬			2,406,578			
2 . 運用受託報酬			620,597			
3.投資助言報酬			5,010			
4 . その他営業収益			6,784			
営業収益計			3,038,969			
営業費用						
1.支払手数料			878,669			
2 . 広告宣伝費			156			
3 . 調査費			937,159			
(1)調査費		60,713				
(2)委託調査費		673,121				
(3)情報機器関連費		203,003				
(4)図書費		321				
4.委託計算費			103,864			
5. 営業雑経費			53,968			
(1)通信費		4,604				
(2)印刷費		43,850				
(3)協会費		3,012				
(4)諸会費		2,500				
営業費用計			1,973,817			
一般管理費						
1 . 給料		00.000	579,444			
(1)役員報酬		28,320				
(2)給料・手当		538,901				
(3) 賞与		12,223	07.004			
2.法定福利費			87,384			
3.退職金			400			
4 . 福利厚生費 5 . 交際費			3,122 195			
3 · 文际員   6 · 寄付金			43			
7.旅費交通費			112			
8.事務委託費			43,776			
9.租税公課			60,737			
10 . 不動産賃借料			78,239			
11.退職給付費用			28,992			
12.役員退職慰労金			2,880			
13.役員退職慰労引当金繰入			2,100			
14.賞与引当金繰入			64,446			
15. 役員賞与引当金繰入			4,100			
16.固定資産減価償却費	1		15,987			
17. 諸経費			22,585			
一般管理費計			994,547			
   営業利益			70,604			

マップ・ファイン・ 有価証券報告書(内<u>国投</u>資信託受益証券)

			有価証券報告書(内国投
		第42期中間	<b>国会計期間</b>
			年4月1日
		至 2021	年9月30日)
区分	注記番号	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)
営業外収益			
1 . 受取配当金			982
2 . 受取利息			24
3 . 時効後支払損引当金戻入			37,988
4 . 雑収入			197
営業外収益計			39,192
営業外費用			
1 . 為替差損			6,398
営業外費用計			6,398
経常利益			103,398
特別利益			
1 . 投資有価証券売却益			47
特別利益計			47
特別損失			
1. 関係会社株式清算損			1,110
2 . 投資有価証券売却損			33
特別損失計			1,144
税引前中間純利益			102,302
法人税、住民税及び事業税			23,862
法人税等調整額			51,721
中間純利益			74,443

# (3)中間株主資本等変動計算書

第42期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

			· 朱	主	資	7	<b>*</b>	
		資本乗	第 余 金	利	益	剰 余	金	
	資本金	資本準備	資本剰余	利益準備	その他利	益剰余金	·利益剰余金	株主資本
				金合計 金 別		繰越利益剰 余金	合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						74,443	74,443	74,443
株主資本以外の 項目の当中間会 計期間変動額 (純額)								
当中間会計期間 変動額合計	1	1	1	-	-	74,443	74,443	74,443
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,104,878	6,417,669	7,795,337

	評価・換算差額等		純資産
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	合計
当期首残高	29,580	29,580	7,691,313
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			74,443
株主資本以外の項目の当中間会計 期間変動額(純額)	17,993	17,993	17,993
当中間会計期間 変動額合計	17,993	17,993	92,436
当中間会計期間末 残高	11,587	11,587	7,783,750

### 重要な会計方針

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

# (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

# (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

#### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として 認識しております。

### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過 に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 会計方針の変更

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

### 注記事項

# (中間貸借対照表関係)

第42期中間会計期間末 (2021年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

建物66,838千円器具備品171,112千円その他757千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

# (中間損益計算書関係)

第42期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)			
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。			
	有形固定資産	8,427千円	
	無形固定資産	7,560千円	

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第42期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

# 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

### (金融商品関係)

# 1.金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

市場価格のない株式は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	493,532	493,532	- 1
資産計	493,532	493,532	-

(注1)市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」に は含めておりません。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2 の時価:レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第42期中間会計期間末(2021年9月30日)

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の中間貸借対 照表計上額は493,532千円です。

# (有価証券関係)

第42期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が	(1) その他	4,143	3,538	605
取得原価を超えるもの	小計	4,143	3,538	605
中間貸借対照表計上額が	(1) その他	489,389	506,695	17,306
取得原価を超えないもの	小計	489,389	506,695	17,306
合	計	493,532	510,233	16,700

# (収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位:千円)

	第42期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1 . 委託者報酬 2 . 運用受薬報酬 3 . 投資助言報酬 4 . その他営業収益	2,406,578 620,597 5,010 6,784
合計	3,038,969

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

# (セグメント情報等)

第42期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

### セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# 2. 地域ごとの情報

# (1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

# 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

### (1株当たり情報)

	第42期中間会計期間 自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	7,190円53銭
1 株当たり中間純利益	68円76銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	74,443
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	74,443
期中平均株式数 ( 千株 )	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1.自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 2.運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 3.通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5.上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

·資本金の額 324,279百万円 (2021年9月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(2021年9月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

名称	資本金の額 (単位:百万円) (2021年9月末日現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

# 2 【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d . 目論見書、運用報告書の交付等

# 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

2022年3月末日現在、該当事項はありません。

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2021年 6月14日有価証券報告書2021年 6月14日有価証券届出書2021年12月14日半期報告書2021年12月14日有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士

伊藤 雅人

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同DC225インデックスファンドの2021年3月16日から2022年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同DC225インデックスファンドの2022年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

# 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の中間監査報告書

2021年12月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員 指定有限責任社員

拍疋勻限貝饪杠! 業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2021年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

# 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務 諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。